

お知らせ

令和7年5月7日以降に受付するものから、 開発許可関係の手続きが変わります。

変更となる主な手続き

- 開発許可(29条)、開発変更許可(35条の2)
- 開発完了地における予定建築物等以外の建築等の許可(42条)
- 市街化調整区域で開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(43条)
- 開発許可の要不要相談
- 農家判定
- 開発(建築)行為等事前協議、軽微な変更届
- 開発登録簿の閲覧、写しの交付

など

担当窓口

開発面積(※)	担当窓口	所管地域
3000㎡以上 の場合	建築安全課 0742-27-7573 (開発・盛土指導係) 0742-27-7562 (開発審査係)	奈良市以外の奈良県全域
3000㎡未満 の場合	郡山土木事務所 0743-51-0210 (建築課)	大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、 三郷町、斑鳩町、安堵町
	高田土木事務所 0745-44-3878 (建築課)	大和高田市、五條市、御所市、香芝市、 葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	中和土木事務所 0744-48-3079 (建築課)	橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、 田原本町、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町

令和7年5月7日より、開発面積(※)が3000㎡未満の手続きは各土木事務所が窓口、3000㎡以上の手続きは建築安全課が窓口になります。
(※) 42条及び43条に関する手続きについては、申請面積

留意事項

受付について

受付日が令和7年5月2日以前の
手続きについてはこれまで通りです。

受付日が令和7年5月7日以降の
手続きが変わります。

受付日は、以下の受付窓口で受付した日のことを指します。

手続き	受付窓口
開発許可(29条)、開発変更許可(35条の2) 開発完了地における予定建築物以外の建築等の許可(42条) 市街化調整区域内で開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(43条) 開発(建築)行為事前協議、軽微な変更届	市町村
開発許可の要不要相談 農家判定	建築安全課 もしくは 各土木事務所 (上記担当窓口)

現在の
担当窓口

令和7年
5月7日
以降の受付

変更後の
担当窓口

例・複数の手続きがある場合

以下の手続きについても、令和7年5月7日以降に受付をするものは開発面積(※)により窓口が変更となります。

- ①事前協議済のものの開発許可(29条)申請や軽微な変更届
- ②開発許可(29条)済のものの開発変更許可(35条の2)申請や工事完了検査
- ③事前協議済のものの建築許可(43条)申請

建築安全課

開発許可(29条)申請面積が
3000㎡未満となるもの

- ①事前協議済
- ②開発許可(29条)済

・建築許可(43条)申請

各土木事務所

建築許可(43条)申請面積が
3000㎡以上となるもの

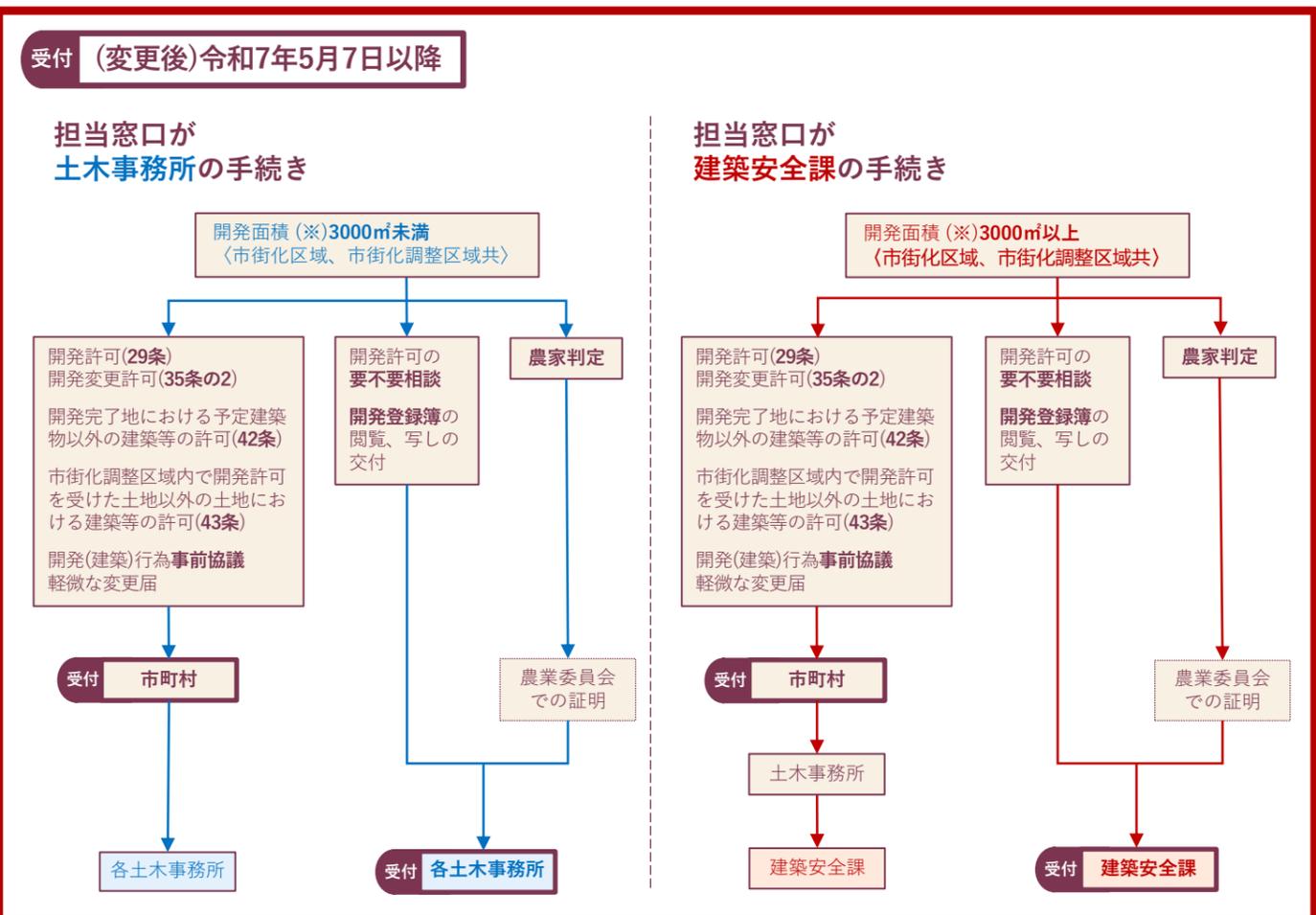
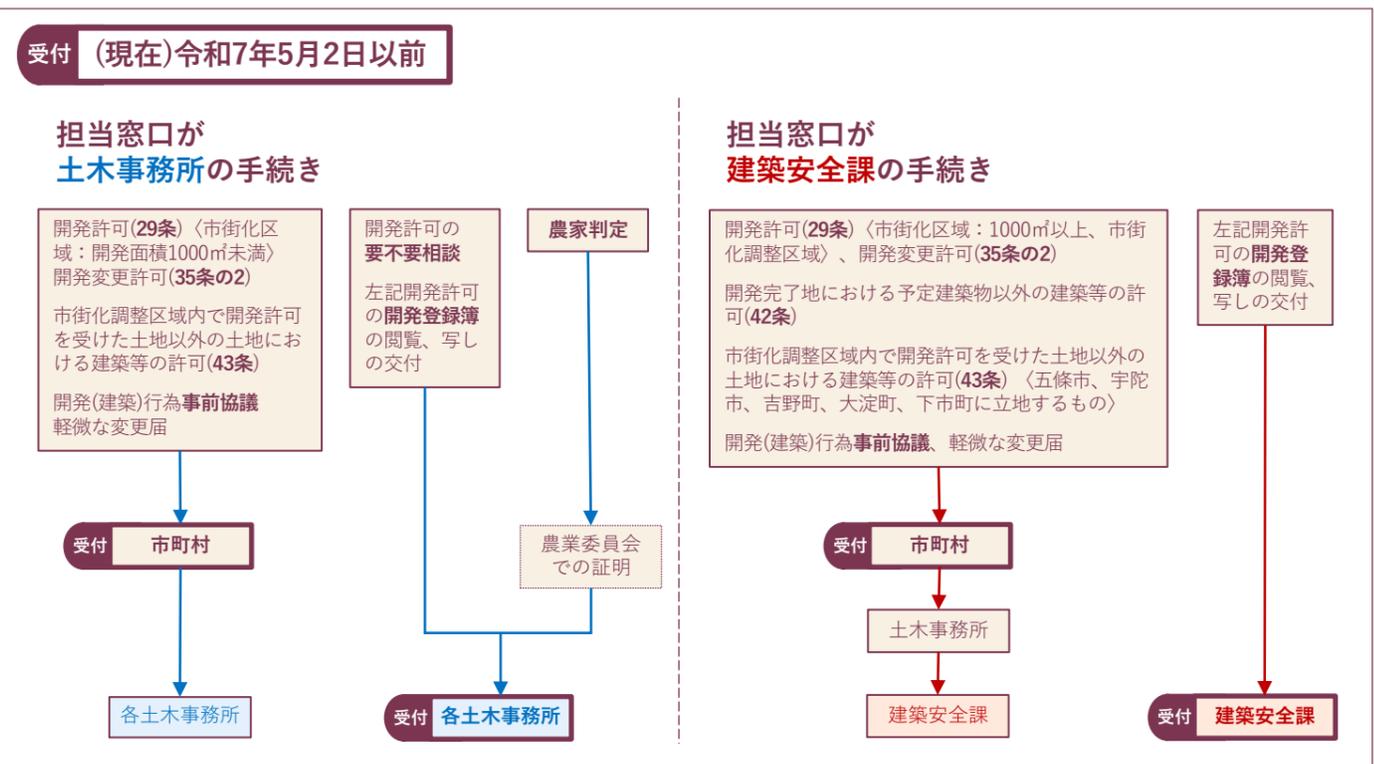
- ③事前協議済

・開発許可(29条)申請
・軽微な変更届

・完了届(完了検査)
・開発変更許可(35条の2)申請

手続きフローについて

令和7年5月7日以降の手続きについて、以下のフローの通りとなります。



窓口についてご不明な点があれば、建築安全課または土木事務所までお問い合わせください。